

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第5条に基づき公告する。

平成20年1月21日

公立大学法人 福島県立医科大学理事長 高地英夫

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 循環器用バイブレーション血管連続撮影装置 一式
- (2) 調達物品の仕様書等 入札説明書及び別添仕様書による
- (3) 納入期限 平成20年5月30日
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院  
(福島県福島市光が丘1番地)

### 2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 次の競争入札参加できない項目に該当しないこと。
  - (A) 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
  - (B) 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - c 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - d 契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
    - e 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
    - f 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) この公告に示した物品を公立大学法人福島県立医科大学理事長が指定する日時及び場所に十分納入することができること。
- (3) 当該物品の迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- (4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第4条に基づき福島県の規定を準用すること。

### 3. 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる資格を有することの確認を受けるために、物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、下記の場所へ平成20年2月4日(月)午後5時までに申請をすること。

なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときには、当該資格を得られない場合があるので注意すること。

添付書類

- ( 1 ) 公告に示した納入期限内に物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの  
証明書（任意様式）

郵便番号 9 6 0 - 1 2 9 5 福島県福島市光が丘 1 番地

公立大学法人福島県立医科大学附属病院事務部医事グループ

電話：0 2 4 - 5 4 7 - 1 0 3 0

FAX：0 2 4 - 5 4 7 - 1 9 9 7

4 . 入札書の提出場所及び日時等

- ( 1 ) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
3 に掲げる場所に同じ

- ( 2 ) 入札及び開札の日時及び場所

平成 2 0 年 2 月 6 日（水）午前 1 0 時 3 0 分

福島県立医科大学附属病院 2 階 カンファランス 2 会議室

5 . 入札保証金及び契約保証金

- ( 1 ) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 1 0 0 分の 3 以上の額の入札保証金を納付  
しなければならない。

ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 9 条第 1 項各号に該当する場  
合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ( 2 ) 契約保証金

落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなら  
ない。

ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 9 条第 1 項各号に該当する場  
合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 . 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において  
示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 . その他

- ( 1 ) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本語通貨。

- ( 2 ) 入札方法

入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当  
該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をも  
って落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に課税事業者であるか免税事  
業者を問わず、見積った契約金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載す  
ること。

- ( 3 ) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす  
る。

- ( 4 ) 契約書作成の要否 要

- ( 5 ) 郵便による入札は認めない。

- ( 6 ) その他詳細は、入札説明書による。